## 沼田市道路占用料徴収条例

## 別表(第2条関係)

## 道路占用料金表

	種別	金額	単位
法第32条第1	第1種電柱	560円	1本につき1
項第1号に掲	第2種電柱	860円	年
げる工作物	第3種電柱	1,200円	
	第1種電話柱	500円	
	第2種電話柱	800円	
	第3種電話柱	1,100円	
	その他柱類	72円	
	広告塔	432円	1基につき1
			年
法第32条第1	用・排水管	29円	1メートル
項第2号に掲	そ 外径が0.07メートル未満のもの	21円	につき1年
げる物件	の 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	30円	
	他 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	45円	
	の 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	60円	
	も 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	90円	
	の 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	120円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	210円	
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	300円	
	外径が1.0メートル以上のもの	600円	
法第32条第1	鉄道・軌道その他これらに類する施設	1,400円	1平方メー
項第3号に掲			トルにつき
げる施設			1年
法第32条第1	歩廊、雪よけその他これらに類する施設	87円	
項第4号に掲			
げる施設			
法第32条第1	通路(家屋出入口等)	87円	

項第5号に掲	 耕作使用	44円	
げる施設	宅地等使用	87円	
法第32条第1	露店(屋台式のもの)	48円	1平方メー
項第6号に掲	露店(折りたたみのもの)	30円	トルにつき
げる施設			1月
令第7条第1号	看板・標識・アーチ類	18円	1平方メー
に掲げる物件			トルにつき
			1月
令第7条第2号	工事用板塀、足場、詰所	18円	1平方メー
工事用施設·			トルにつき
第3号工事用			1月
材料			
令第7条第4号	土、石、竹木、かわらその他工事用材料置場	18円	
仮設建築物・			
第5号に掲げ			
る施設			
その他		その都度	その都度市
		市長が定	長が定める
		める額	単位

## 備考

- (1) 令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。
- (2) 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- (3) 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。